## ○男鹿地区消防一部事務組合消防職員被服貸与規則

昭和48年6月1日 規 則 第 4 号

**改正** 昭和 58 年 2 月 21 日 規則第 1 号 昭和 59 年 3 月 30 日 規則第 1 号 平成 19 年 3 月 26 日 規則第 1 号

(趣旨)

第1条 男鹿地区消防職員に対する被服の貸与は、この規則の定めるところによる。

(貸与品及び貸与期間)

- 第2条 被服貸与品及び貸与期間は、別表による。
- 2 管理者は必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず被服を貸与し、又は貸与 期間を伸縮し、必要がないと認めたときは、貸与品の一部を貸与しないことができ る。

(貸与品の給与)

- 第3条 貸与品は、貸与期間が満了したときは、これを被貸与者に給与する。
- 2 前項の貸与期間の計算は月をもってし、貸与の月から起算する。

(貸与品の返納及び給与)

**第4条** 貸与期間中に退職又は転職したときは、貸与品を直ちに所属長に返納しなければならない。ただし、被貸与者が公務による傷い疾病により退職したときは、これを被貸与者に給与することができる。

(補修、洗たく等の費用負担)

第5条 貸与品の補修及び洗たく等の費用は、被貸与者の負担とする。

(弁償)

- **第6条** 被服は、次の各号の一に該当するときは、その原価に基づいて貸与残期間に 相応する金額を弁償する。
  - (1) 故意又は過失により貸与品を亡失若しくはき損したとき。
  - (2) 第4条の規定に違反し、返納しないとき。

(被服貸与簿)

第7条 貸与品に関しては、消防本部に被服貸与簿を備え貸与及び返納の状況を記録 しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第1号)

- この規則は、昭和 58 年 3 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 59 年規則第 1 号)
- この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 19 年規則第 1 号)
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 別表

日日	名	数	貸 与 期 間
冬	服	1 組	4 年
冬	帽	1 個	4 年
夏	服	1 組	4 年
夏	帽	1 個	4 年
冬	外 套	1 着	4 年
活	動 服	1 着	1 年
作	業帽	1 個	1 年
長	靴	1 足	2 年
短	靴	1 足	2 年
消	方 手 帳	1 #	使用可能期間